**令和４年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について**

令和４年度　千葉県私立

**新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、災害などを起因として家計が　急変した世帯（※）への支援を行います。**

**※　定年退職、自主退職等は対象外となります。**

**１　給付金の支給対象となる世帯**

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

（1）家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が、住民税非課税相当額である　　　こと（生活保護（生業扶助）受給世帯は除く）

【収入・所得の目安】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯構成 | 年収基準額 | 年間所得基準額 |
| ３人世帯 | 約２２０万円 | １４７万円 |
| ４人世帯 | 約２７０万円 | １８２万円 |
| ５人世帯 | 約３２０万円 | ２１７万円 |

（２）保護者等が千葉県内に在住していること。

※　県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

（３）高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。

**２　支 給 額（高校生等１人あたり年額）**

家計急変した月により給付額が異なります。

○６月までに家計急変　→　満額（下記年額）

○７月以降に家計急変　→　年額／１２×家計急変月の翌月～３月までの月数

例）７月家計急変、区分Ａの場合 → １３４，６００／１２×８月＝８９，７３３円

|  |  |
| --- | --- |
| 給付区分 | 支給額（年額） |
| ①全日制・定時制（Ａ） | １３４，６００円 |
| ②全日制・定時制（Ｂ） | １５２，０００円 |
| ③通信制・専攻科（Ｃ） | ５２，１００円 |

※「Ａ」、「Ｂ」は、中学生を除く１５歳以上２３歳未満の兄弟姉妹が同じ世帯に扶養されているか等で決定されます。

**３　申 請 方 法**

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・在学する私立高等学校等を通じて申請してください。

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

　○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・千葉県総務部学事課（私学振興班）へ直接申請（郵送）してください。

●申請書類　千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

　　●提出期限　**令和４年１２月２８日（水）**まで随時受付します。（当日消印有効）

※特段の事情により、提出期限を過ぎる場合は、下記連絡先までご連絡ください。

＜千葉県ホームページ＞

https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin.html

**問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）**

〒260-8667千葉県千葉市中央区市場町１－１　TEL　043-223-2155